

# 高収益作物次期作支援交付金申請受付のお知らせ

## お知らせ

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどの影響を受けた（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む農業者の方々に対し支援金を交付します。対象となる生産者の方は、下記事項についてご確認の上申請くださるようお願いいたします。

## 対象者

【要件①】令和2年2月から4月の間に、支援対象品目（野菜、花き、果樹等）について出荷実績がある又は、出荷できずに廃棄した実績がある生産者であること。

（※米、麦、大豆等の土地利用型作物は対象外です。）

【要件②】収入保険、野菜価格安定対策、農業共済等のセーフティーネットに加入していること、又は、今後、加入を検討すること。

【要件③】当該年度内に支援対象品目を作付けし、以下にある取組みを実施すること。

## 支援内容

### ①需要対応のための生産支援

同一ほ場で以下の各取組項目の2つを実施  
支援単価：取組面積×5万円/10aを交付

※中山間地域等は取組面積×5.5万円/10a

施設栽培の花き、大葉及びわさびでは80万円/10a

施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどうでは25万円/10a

【対象施設】加温施設(空調装置)又はかん水装置がある施設  
(いわゆる雨よけ施設は除きます。)

### ②需要促進の取組支援

以下の各取組項目を実施(複数実施可能)

支援単価：取組面積×2万円/10aを交付

※中山間地域等は取組面積×2.2万円/10a

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入 ②肥料・農業等の導入 ③灌水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施(講習会の受講等) ②農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	③事業継続計画の策定

取組類型	取組項目
ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結 ②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①県知事が定める新品種の導入 ②県知事が定める新技術の導入
ウ 海外の残留農薬基準	①残留農薬基準等への対応 ②有機農業の認定取得に向けた取組 ③GAPの認定取得に向けた取組 ④花き生産総合認証の取得に向けた取組

## 必要書類等

①令和2年2月から4月までの間に高収益作物を出荷・販売したことが確認できる書類(領収書、納品書、出荷伝票、仕切書(弘果出荷者)等)

※JAへ晩生種・上実を出荷した方は、①の書類の提出は「不要」です。

②取組みを実施しようとするほ場が確認できる書類(農地基本台帳、固定資産税納税通知書等)

③農作業受委託契約書(※作業受委託がある方のみ)

④印鑑

## 申請受付日時・場所・問い合わせ先

「日時」令和2年8月24日(月)～9月11日(金) 9:00～16:00(※裏面参照)

「場所」JA津軽みらい黒石基幹グリーンセンター Tel52-4333

黒石市農業再生協議会事務局 黒石市農林部農林課りんご農産係 Tel52-2111 内線653

(※受付期間中、黒石市農業再生協議会事務局での受付は、土・日を除きます。)

# 受付日程・留意事項等

## 高収益作物次期作支援交付金申請受付日程

受付月日	受付時間	受付会場	備考
8月24日(月)	9:00-16:00	J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター 黒石市農業再生協議会(黒石市役所農林課)	
8月25日(火)	9:00-16:00	J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター 黒石市農業再生協議会(黒石市役所農林課)	
8月26日(水)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい六郷支店</b>	
8月27日(木)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい山形支店</b>	
8月28日(金)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい浅瀬石支店</b>	
8月29日(土) 30日(日)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター</b>	
8月31日(月)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい黒石基幹支店</b>	
9月1日(火)～ 4日(金)	9:00-16:00	J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター 黒石市農業再生協議会(黒石市役所農林課)	
9月5日(土) 6日(日)	9:00-16:00	<b>J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター</b>	
9月7日(月)～ 11日(金)	9:00-16:00	J A 津軽みらい黒石基幹グリーンセンター 黒石市農業再生協議会(黒石市役所農林課)	

### 留意事項

#### 【取組み時期等について】

- ・国による当該交付金の制定が令和2年4月30日です。よって、それ以降に実施された次期作に向けた取組みが支援の対象となります。
- ・ただし、取組後次期作の作付けを令和3年3月31日までに完了していただく必要があります。
- ・取組みを行うほ場のうち、自作地でないほ場で特定農作業受委託契約を締結しておらず、予め、利用権設定をされていない場合は、交付対象ほ場となりませんのでご注意ください。
- ・複合経営の場合の支援対象品目・面積は、対象期間に出荷実績のある高収益作物と同じ作物の取組面積を支援対象とすることが基本ですが、野菜・花きについては1つのグループとしいずれかの出荷実績があれば両方の取組面積を支援対象とします。
- ・ほ場が複数の市町村にある場合は、原則、住所地の窓口申請してください。

#### 【実績報告時の添付書類及び取組み後5年間保存が必要な書類について】

- ・取組みの実施に要した経費がわかる書類(日付入り資材購入伝票等)
- ・取組みを行ったことがわかる作業日誌、農地基本台帳等
- ・機械をリースし取組んだ場合は、契約書及び支払伝票
- ・令和2年度高収益作物次期作支援交付金実績報告書一式

#### 【その他】

- ・計画書に記載した取組みを実施したことを証明する書類が保存されていない場合や、次期作となる品目について適切な作付け、肥培管理、収穫等が行われておらず、正当な理由がなく出荷・販売が行われていないなど事業の趣旨にそぐわない場合は、交付金の全部又は一部の返還又は交付されないことがあります。
- ・本交付金は、課税対象となるため農業収入の雑所得に該当します。
- ・今後、国の動向により要件追加等の可能性があります。
- ・**マスクの着用、入場時の手指の消毒、ソーシャルディスタンス等、新型コロナウイルス感染症対策についてご協力をお願いします。**